

(案)

○防衛装備庁訓令第 号

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、防衛装備庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

防衛装備庁長官 石川 武

防衛装備庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
別表第1（第17条関係）					別表第1（第17条関係）				
防衛装備庁行政文書保存期間基準					防衛装備庁行政文書保存期間基準				
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]	[略]	20年	[略]	1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [同左]	[同左]	20年	[同左]
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）		・官報の写し
	(7) [略]	[略]		[略]		(7) [同左]	[同左]		[同左]
2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(2) [略]	[略]	20年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については30年）	[略]	2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(2) [同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	(3)～(5) [略]	[略]		[略]		(3)～(5) [同左]	[同左]		[同左]
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・官報		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・官報の写し

3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]	[略]	20年	[略]	3 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [同左]	[同左]	20年	[同左]	
	(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		・官報		(6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		・官報の写し	
	(7) [略]	[略]		[略]		(7) [同左]	[同左]		[同左]	
4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [略]	[略]	20年	[略]	4 省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [同左]	[同左]	20年	[同左]	
	(4) 官報公示	官報公示に関する文書(一の項ト)		・官報		(4) 官報公示	官報公示に関する文書(一の項ト)		・官報の写し	
	(5) [略]	[略]		[略]		(5) [同左]	[同左]		[同左]	
5～13 [略]					5～13 [同左]					
その他の事項					その他の事項					
14 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	ア [略]	10年	[略]	14 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	ア [同左]	10年	[同左]	
		イ [略]		[略]			イ [同左]		[同左]	
		ウ [略]		[略]			ウ [同左]		[同左]	
		エ [略]		[略]			エ [同左]		[同左]	
	オ 官報公示に関する文書(二十の項ハ)	・官報		オ 官報公示に関する文書(二十の項ハ)		・官報の写し				
(2) [略]	[略]	[略]	(2) [同左]	[同左]	[同左]					
15 予算及び決算に関する事項	(1) [略]	ア [略]	[略]	[略]	15 予算及び決算に関する事項	(1) [同左]	ア [同左]	[同左]	[同左]	
		イ [略]		[略]			イ [同左]		[同左]	
		ウ [略]		[略]			ウ [同左]		[同左]	
		エ [略]		[略]			エ [同左]		[同左]	
	(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)に掲げるものを除く。)	ア [略]	5年	[略]		(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯(5の項(2)に掲げるものを除く。)	ア [同左]	5年	[同左]	[同左]
		イ 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類(二十二の項ロ)		・計算書 ・証拠書類(※会計検査院保有のものを除く。)			イ 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類(二十二の項ロ)		・計算書 ・証拠書類(※会計検査院保有のものを除く。)	
		課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間(会		・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書			課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間(会		・課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書	

			計年度)の 末日の翌 日から <u>5</u> 月を経過 した日に 係る特定 日以後7 年				計年度)の 末日の翌 日から <u>2</u> 月を経過 した日に 係る特定 日以後7 年	
		ウ [略]	[略]	[略]		ウ [同左]	[同左]	[同左]
		エ [略]		[略]		エ [同左]		[同左]
		オ [略]		[略]		オ [同左]		[同左]
16～29 [略]				16～29 [同左]				
備考 表中の [] の記載は注記である。								

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。